

令和3年流山市教育委員会議第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年3月25日(木曜日)
開会 午前9時00分
閉会 午前11時30分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之
学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
教育総務部次長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人
教育総務課長 大川 裕
指導課長 松山 秀行
いじめ防止相談対策室長 中曾根 仁史
スポーツ振興課長 佐藤 慎一郎
公民館長 鶴巻 浩二
図書館長 新倉 英之
博物館長 小栗 信一郎

- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 川名 健二
教育総務課庶務係長 矢代 薫
教育総務課主事 石戸 寛論

8 議案等

- 議案第12号 令和3年度教育施策について
議案第13号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第14号 流山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
議案第15号 流山市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について
議案第16号 流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第17号 流山市学校施設利用規則の一部を改正する規則の制定について
議案第18号 流山市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定について
議案第19号 流山市教育委員会後援に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第20号 流山市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定について
議案第21号 (仮称)流山市立市野谷小学校基本計画の策定について
議案第22号 南流山中学校移転基本計画の策定について
議案第23号 流山市個人情報保護条例に基づく審査請求に対する裁決について
議案第24号 流山市GIGAスクール構想業務委託契約の締結について

9 議事の内容

(開会 午前9時00分)

田中教育長 ただいまから、令和3年流山市教育委員会議第3回定例会を開会します。
まず、令和3年流山市教育委員会議第1回臨時会及び第2回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘などございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 特になしということですので、承認することにいたします。
それでは、教育長報告をお願いします。

教育総務部長

私からは、教育長に代わり、3月議会の関係について御報告します。令和3年3月議会は、2月18日に開会され、3月22日に閉会となりました。会期は33日間で、一般質問や各委員会での審議に加え、新年度予算の審議が行われました。まず新年度予算の関係からご報告します。令和3年度予算は、711億7,000万円となり、過去最高となりました。このうち教育費は、138億9,417万1千円で、予算総額で占める割合は19.5%となっております。教育費単体では、おおぐろの森小学校の建設工事がほぼ終了したことにより、前年度と比較して15億4,687万8千円の減額となっております。次に、一般質問の関係について御報告します。今議会では16名の議員が一般質問を行い、このうち教育委員会に対しては7名の議員から質問がありました。主な質問項目は、質疑順に、

(1)校則について。

(2)スケートボード等を楽しむ施設、スケートパークの設置について。

(3)（仮称）市野谷小学校の進捗状況について。

(4)おおぐろの森中学校の自転車通学について。

(5)東洋学園大学旧校舎に移転する南流山中学校の計画について。

(6)東部市民プールの老朽化対策について。

(7)児童・生徒急増地域における学校の現状と、小規模特認校に対する支援、並びにきめ細かな特別支援教育を行うための研修の実施について。

(8)学校図書館への書籍消毒機の設置について。

等でした。これらの質問に対し、教育長及び3部長で答弁対応を行っております。更に、様々な御意見・御指導を賜りました教育委員1名の増員につき、可決をされておりますので御報告いたします。

田中教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

（特になし との声あり）

田中教育長

特にないようですので、以上で教育長報告については終了いたします。

これより議事に入りますが、議案第21号「（仮称）流山市立市野谷小学校基本計画の策定について」、議案第22号「南流山中学校移転基本計画の策定について」は、会議の公開が不相当と認められる事項です。また、議案第23号「流山市個人情報保護条例に基づく審査請求に対する裁決について」は、

個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

異議なしと認めます。よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第12号「令和3年度教育施策について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(令和3年度の教育施策を定める旨の説明)

学校教育部長

詳しい施策の内容については、別冊の「令和3年度 流山市の教育施策」をご参照ください。私からは、主に教育施策の1ページから7ページを御説明いたします。令和3年度教育施策は、流山市教育振興基本計画を基に、令和3年度の学校教育及び生涯学習の施策に取り組むために、本施策を制定するものです。令和3年度流山市教育施策の冊子について、学校教育については「学びに向かう力と自立する子どもを育む」を目指し、流山市学校教育指導の指針、令和3年度の指導の重点、教育施設・設備の整備事業にて施策を明示しております。令和3年度流山市学校教育指導の指針について御説明いたします。新指導要領を踏まえ、これまで流山市が取り組んできた3つの柱「資質・能力の育成」「教師力の向上」「心と体の育成」を基本として、学びに向かう力、共感する力、自立・自律する子どもの育成を目指して取り組んでまいります。重点的な取組としては、生きる力の育成のために、流山市GIGAスクール構想によるICTの有効活用、プログラミング教育、個に応じた指導、いじめ防止教育、虐待への対応、感染防止策の徹底、防災教育・安全教育の推進などを進めていきます。また、カリキュラムマネジメントによる創意工夫した学校の経営を行い、地域と共にある学校づくりに努めてまいります。

生涯学習部長

生涯学習の推進施策については、豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくりを目指し、4つの施策を推進してまいります。はじめに「施策1 人生を豊かにできる生涯学習の推進」については、ライフステージや生活環境に応じた学習機会の充実に努めるとともに、生涯学習の環境整備として、北部公民館のエレベーター設置工事や、南流山地域図書館建設工事を実施します。南流山地域図書館については、児童センターとの複合施設として、南流山中学校の敷地内に、令和5年度中の開設を目指しております。続いて「施策2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実」については、各青少年育成団体の活動サポートをするとともに、青少年主張大会の開催や、姉妹都市少年スポーツ交流事業の支援を行っていきます。また、社会環境浄化活動の充実として、市内パトロールの実施を行うとともに、青少年専門相談員による電話、訪問、相談室での相談事業の充実に努めていきます。次に「施策3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承」については、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会の提供として、スターツおおたかの森ホールで開催予定の国際室内楽音楽祭への共催や、実行委員との協働による市民芸術劇場の実施、さらには歴史的文化的遺産の保存・活用として、国登録有形文化財の秋元家住宅土蔵の保存・修復工事を実施してまいります。最後に「施策4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進」については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運の醸成として、女子車いすバスケットボールほか、オランダ代表チームの事前キャンプの誘致を図ってまいります。また、スポーツ環境の整備としては、総合運動公園野球場観覧席改修工事の設計を、令和3年度は実施してまいります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(行政不服審査法の施行に伴い、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正があり、議決事項及び教育長の専決事項に変更があったことから改正するほか、事務分掌の整理を行う旨の説明)

今回の改正案は、平成28年4月1日に、行政不服審査法が施行されたことに伴い、情報公開条例及び個人情報保護条例が改正された際に、本規則第4条に規定されている議決事項、及び第8条 教育長の専決事項の改正を行うべきところを、改正ができていなかったことから、今回改正をするものです。また、令和3年4月1日から、教育研究企画室の人数を増員し、体制を強化することとしており、指導課の事務分掌のうち、特別支援に関すること、及び流山市教育支援委員会に関することを、教育研究企画室に所管替えをするものです。さらに現在、いじめ防止相談対策室の事務分掌の中に、「教育総務部及び学校教育部に係る行政不服審査法等に基づく審査請求に対する処理に関すること」という記載がありますが、審査庁としての事務処理については、各部庶務担当課の事務分掌に記載されており、いじめ防止相談対策室は、処分庁として行う事務についての指導のみを行うことから、重複することのないように、その旨明記をするものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

特別支援教育と教育支援委員会について、指導課の指導係から教育研究企画室に所管替えということでしたが、指導課の指導係の分掌にあるよりも、教育研究企画室の分掌に入った方が扱的には重くなるのでしょうか。

指導課長

特別支援関係は就学相談等も受けていますので、相談業務を教育研究企画室に一本化していく方向で、今回配置換えをしているところです。教育研究企画室にはカウンセラー等もおりますので、今後、相談業務をより充実していきたいという主旨になります。

杉浦教育長職務代理者	市によっては、特別支援教育が課として独立しているところもあるようですが、今後のことを考えた時に、将来的には課への移行等も考えられているのですか。
学校教育部長	今、非常に特別支援教育のニーズが高まっており、流山市も相談件数が非常に増えております。特別支援教育の相談活動を行っていた者が、本庁の指導課に2名席があったのですが、実際のところは生涯学習センターでそういった相談を行うことが多かったので、そちらに席を移すことにいたしました。業務の効率化もあり、それが一番の経緯ということもあるのですが、それだけ特別支援教育のニーズ、相談件数も増えておりますので、御指摘いただいたように、特別支援の課なり部なりを作っていく必要性も今後出てくるのかなと思います。その辺りについては、また今後課題として慎重に検討していきたいと思います。
割田委員	特別支援に関する相談を生涯学習センターで受けていて、事務に関しては市役所でされることもあり、行き来されていて、とても忙しいことだと思っていたのですが、その行き来があったことで、通常学級と特別支援学級のどちらが良いかという相談、判断がやり易いということはあったのでしょうか。逆に、生涯学習センターだけになってしまうことで、通常学級と特別支援学級のどちらが良いかの状況判断がやりにくくなってしまいうということはないのでしょうか。
指導課長	通常学級と特別支援学級のどちらが良いのか、というのは、教育支援委員会とあって、医師、特別支援学級の先生、検査をした先生等の話し合いで、方向性を決めていきます。今回、教育研究企画室に移すということは、ある程度カウンセラーも多くいるということ、また、特別支援教育の充実ということで、この担当をさらに1名増やして3名体制で、より丁寧に細かく対応していきたいという主旨から、このような形になります。
田中教育長	生涯学習センターに行った方が、教育相談が充実できるので、スムーズに手続き等もできると思います。 ほかに御質問はありますか。 (特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号「流山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長 (おおぐろの森小学校の開校に伴い、学校印、学校長印、学校長職務代理者印を定め、また、公印の新調、改刻や、紛失の際の様式を定めるとともに、それに合わせて所要の改正を行う旨の説明)

今回の改正案は、令和3年4月1日におおぐろの森小学校が開校するにあたり、学校印、学校長印、学校長職務代理者印を定めるものです。また、公印の新調、改刻、紛失等の際の様式が規則に定めがなかったことから、様式を定めるものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号「流山市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」及び議案第18号「流山市教育委員会訓令

で定める申請書等の押印の特例に関する規程の制定について」及び議案第20号「流山市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の制定について」は関連があるため、一括して審議いたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(令和2年12月18日付け流山市申請書等の押印義務付け見直し方針に基づき、令和3年4月1日より、流山市教育委員会が定める規則における申請書の押印を省略することができるようにする特例の規則の制定、及び流山市教育委員会訓令で定める申請書等の押印を省略することができるようにする特例の規程、及び流山市教育委員会告示で定める申請書等の押印を省略することができるようにする特例の要綱を定める旨の説明)

今回の改正案は、令和2年12月18日付け流山市申請書等の押印義務付け見直し方針に基づき、市民等の利便性の向上、及び職員等の働き方改革、並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教育委員会の例規で定める申請書等の押印について、個別の改正をすることなく省略をすることができるよう、特例の例規表、規則、訓令及び要綱でそれぞれ制定するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第15号、議案第18号及び議案第20号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第15号、議案第18号及び議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号「流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(スクールソーシャルワーカーの報酬の区分を明確化し、報酬額を規定す

ることで、専門的な知見や経験を有する者を任用し、本市で発生する児童生徒の様々な課題に対応するため、改正する旨の説明)

流山市スクールソーシャルワーカーの設置に関する規則は、令和2年4月1日から施行しており、現在、指導課いじめ防止相談対策室に4名のスクールソーシャルワーカーを配置しております。4名とも社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有しており、専門的な知識を活かして児童・生徒の様々な課題に対応しているところです。流山市では昨今、児童・生徒を取り巻く環境が複雑化しており、いじめ・不登校・暴力行為・虐待等、様々な課題に対応していくためには、社会福祉士など資格を有する者のほかに、学校教育及び社会福祉に関して専門的な知識や技術を有しており、教育や福祉の分野で活動経験の実績がある実務経験者の任用を進める必要があると考えております。そのため、現在定めている報酬区分を見直し、新たに実務経験者の時間単価を2,710円と規定するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号「流山市学校施設利用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(本規則の運用に当たり、関係する法令、利用者の範囲、利用可能施設、登録解除要件、利用の許可条件及び様式を実態に即した内容に改める必要が生じたため改正する旨の説明)

本規則の運用に当たり、関係する法令、利用者の範囲、利用可能施設、登録解除要件、利用の許可条件及び様式を実態に即した内容に改める必要があるため改正するものです。主な改正内容について新旧対照表に沿って御説明します。62ページを御覧ください。(利用者の範囲)第2条において、バスケットボールや体操利用等、5名以上であれば活動できることから、利用団体の構成人数について、10名を5名に改めております。また、学校開放は市税等によって設置された学校施設を有効活用し、市内の非営利団体へサービスを提供する必要があることから、利用団体の構成について「市内の各種団体」から「市内の各種非営利団体で、構成員の過半数は市内に在住、在勤又は在学」に改めております。63ページを御覧ください。表中において、小山小学校の開放範囲として、開校当初、学校開放に供した施設を教室等に改修したことに伴い、現在は開放を行っていない集会室、調理実習室、音楽室2、クラブハウスを削除し、音楽室2を音楽室に改めております。続いて(登録)第3条第4項において、利用団体に関し、登録解除の申出があったとき、1年以上にわたり活動の実態がなく、今後も活動の見込みがないとき、登録内容が著しく事実と異なり、円滑な学校施設利用に支障があるとき、のいずれかに該当するときは登録を解除することができることと追記しております。続いて65ページを御覧ください。(利用の許可条件)第10条のアにおいて、校門付近で喫煙をする団体が非常に多く、近隣住民の方々から苦情が学校に寄せられているため、喫煙禁止場所について「所定の場所以外」を「学校敷地内又は敷地周辺」に改めております。次に、オにおいて、トイレ等の施設の利用後に清掃を行わない、トイレットペーパー等の消耗品を補充しない団体が多いため、「利用した施設・設備は利用後に清掃するとともに学校に備え付ける消耗品を利用したときは、補充すること」を追記しております。次にカにおいて、多くの学校で学校開放利用者の車両が駐車され、近隣住民の方々からも苦情があり、原則禁止とするため「自動車で来校しないこと。但し特に学校長の許可を受けた場合はこの限りではない」を追記しております。次にキにおいて、多くの学校で、学校が認識していない対外試合等が行われ、歓声や指導者の声が騒音であるとして、近隣住民の方々から苦情を受けることもあるため、「団体構成員以外の者に学校施設を利用させないこと、但し対外試合や講師招へい等の正当な理由があり、学校と協議の上で許可を受けた場合はこの限りではない」を追記しております。次にクにおいて、宗教活動又は政治活動に関する利用の原則的な事項として、「宗教活動又は政治活動のために学校施設を利用しないこと」を追記しております。68ページ

を御覧ください。(現状変更)改正前の第15条において、前例はなく、現状変更にあたっては、学校などと調整を多く要することから、現状変更を認めない運用とするため削除しております。続いて75ページから86ページに様式の改正を掲載しております。75ページの第1号様式「利用団体登録申請書」では、学校開放の運用上必要な情報を記入する項目を追加し、77ページの第2号様式「利用団体登録(不許可)決定書」と81ページの第4号様式「施設利用許可(不許可)書」、85ページの第5号様式「利用禁止(許可取消し)書」では、教示を追加しております。併せて79ページの第3号様式「利用許可申請書」、81ページの第4号様式「施設利用許可(不許可)書」に、利用する学校施設の種類を追加しました。79ページの第3号様式「利用許可申請書」では、現状変更の有無に関する記述を削除し、第6号様式「現状変更申請書」は削除をしております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

現状に則してこの内容を改めたということで確認をしたいのですが、まず車の利用について、自宅の近所に小学校があるのでそのイメージなのですが、土日など学校開放を行っている時に、ほとんどの利用団体、特にスポーツ系が、この後練習試合で場所を移動するとか、子どもの送迎等で、車が校庭の中にまで停まっているような状況があります。今後、原則車は禁止となった場合、各団体から、〇台は認めて欲しいといった要望が殺到すると思われる。あるいは申請した台数と実際に来ている台数が違うこともあるかもしれない。今回こうしていろいろ改めたものについて、誰がどのようにしてチェックするのか、その辺りはどのようにお考えなのでしょうか。それともう一つ、利用時間ですが、各施設とも、学校休業日の場合は午前9時、平日は午後5時からという規定があり、多分例外規定はないようですが、夏場や、年末に剣道の寒稽古、早朝稽古など、結構朝早い時間から体育館を使用している例があるのですが、今までも規定は同じだったと思いますが、実際そうしている団体もあると思います。そのあたりについてはいかがでしょうか。

スポーツ振興課長

車で来校の方については、学校の教頭先生等に状況を見ていただいております。単なる送迎のため、一時的に停車している場合は問題ないのですが、長時間駐車している場合で、それが前もって学校に連絡していればいいのですが、連絡していなかったり、連絡していても台数が異なった場合は、スポ

ーツ振興課に連絡をいただくことになっています。スポーツ振興課から該当する団体様に、実際の使用状況と異なるということで、今後注意していただきということをお伝えしている状況です。2つめの利用時間については、メインは学校の活動で使う施設なので、その空いている時間に使いたいという団体様に御案内している状況ですが、それも、今学校と、支障がない限りその時間を確認して利用していただくということで、こちらはその運用を続けていきたいと思っております。

田中教育長

毎月行っている施設利用の申請時に、必ずそうしたことは周知徹底をこれからもしていく、ということですね。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第17号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号「流山市教育委員会後援に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

(新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントの中止や変更が相次いだことから、変更や中止の際の様式を定めるとともに、感染症対策に関する書類の提出を求めることができるよう、申請書の添付書類の欄に、教育委員会が必要と認める書類を追加する旨の説明)

今回の改正案は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、昨年はイベントの中止や変更が相次ぎました。しかしながら現在の要綱には、後援行事の変更や中止に関する様式が定められていないことから、変更や中止の際の様式を定めるとともに、感染症対策に関する書類の提出を求めることができ

るよう、申請書の添付書類の欄に、教育委員会が必要と認める書類を追加するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号「流山市GIGAスクール構想業務委託契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市GIGAスクール構想業務委託最優秀受託予定者選定会にて、富士電機ITソリューション株式会社が最優秀受託予定者として決定したため、業務委託契約を締結する旨の説明)

令和3年3月5日に実施した、流山市GIGAスクール構想業務委託最優秀受託予定者選定会にて、富士電機ITソリューション株式会社が最優秀受託予定者として決定したため、業務委託契約を締結するものです。本契約の内容は、校務系ネットワークの構築、タブレット端末の管理や保守、ICT支援員の配置及びヘルプデスクの設置など、流山市GIGAスクール構想の実現に係る業務を委託するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

令和4年4月1日から、小中各2校をモデル校に、という表現が出ていますが、今までのGIGAスクール構想で、令和3年度には各学校でシステムを作り上げて運用していく、という話だったかと思うのですが、モデル校を

作るということはどのような意味合いがあるのでしょうか。

指導課長

業務委託については、令和3年4月1日から、つまり授業にてICTを活用する体制、ヘルプデスク、ICT支援員等を行っていきます。校務系については、今までは学校ごとにサーバーがあったものを、今後はクラウドの体制をとってやっていくことになり、クラウドの校務系のサーバーを活用するにあたり、どのようなシステム運営が支障なく行えるか、ということで、令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に実証実験を行います。本格的なクラウドを通した校務系のICTの活用については、4月1日からモデル校として小学校2校、中学校2校を基に、今年度試行的に検証していきたいと考えています。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第24号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。

学校施設課長

(学校施設だよりの配布について、学校新設を祝う会について報告)

指導課長

(第2回定例会での質問に対する回答について報告)

公民館長

(中央公民館まつりについて、子育てコンサートについて報告)

田中教育長

以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。
続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第21号「(仮称)流山市立市野谷小学校基本計画の策定について」
教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 資料7ページに人口の推計値が出ており、この説明文に人口が「19万7,000人」と出ているが、この資料を出す3月では既に20万人を超えているので、数字として出すなら新しい方が良いかと感じた。この人口に関し、今の推計では令和8年頃までは増え続けるといった表現だが、増えているところでグラフが終わっているの、いつ頃をピークとみているのか。また、9ページの「学校教育に係る施策等の概要」の中で「豊かな人生と文化を創造するまち流山」とあり、これは教育振興基本計画の生涯学習の文言の引用だと思うが、学校教育に関しては同じような並びで「学びに向かう力と自立する子どもの育成」という文言があるので、学校教育の目標も入れた方がより分かりやすいのではないかと思う。35ページには設備についての基本方針が出ているが、この後説明があるであろう「南流山中学校移転基本計画(案)」と表記の仕方に差があるので、統一した方がいいのではないか。最後に、この計画では学童について、昼間は普通教室で使用しているところを、学校が終わった後は学童で使うということで、学童の建物は建てないと読み取ったが、このような使い方は学校や学童にとってどういうメリットがあるのか。なぜ別に建てないのか。

(答) 人口の推計については市長部局で出しているものであり、現在のところ令和8年でピークを迎えると聞いている。

(答) 流山市の人口については、確かに1月に20万人を超えているが、7ページの表の中では、一番下に記載しているように各年4月1日現在で統一をしており、できればこのままにしたいと考えている。35ページの記述について、南流山中との書きぶりが異なっている等の御指摘については、事務局として文言の整合性が取れるよう、改めて見直すようにしたい。9ページの件についても、生涯学習の部分だけでは

なく、学校教育の部分についての記述も併記するようにしたいと思う。

(答) 学童クラブの整備については、現在、学童クラブは学校の敷地内に個別で建てているが、学童の利用が非常に多くなり、施設を別に建てることによりグラウンドが狭くなる等、教育環境が悪くなるということがあり、また、同じ子どもたちが使うので、施設の有効活用を図るということで、今後学童クラブはなるべく学校と兼用して使う、という市長の方針がある。今回はなるべく学校運営に支障のない教室を兼用することで、昼間は学校、放課後は学童クラブとして使うような計画を方針として、施設整備を進めたいと考えている。

(答) 学童クラブの補足として、現行で入所している学童クラブも、学童専用の所定の諸室に、学童を希望する児童が定員を超えている施設がいくつかあり、その場合には空き教室や特別教室といった、学校に影響の少ない学校の諸室を借り、希望する児童の受入れを行っている。小山小学校については、来年度からになるが、学校とも協議し、初めての試みではあるが、一部普通教室を借りる形で、学童クラブと学校との施設の共用を行う予定である。その中で得られた経験や問題点を整理し、その運用を続けていくことが正しいのか、可能であり続けていくことができるのか、といったことを整理しながら、今後の整備方針に活かしていきたいと思っている。また、新設校における学童クラブ設置の位置付けだが、来年度開校するおおぐろの森小学校においても、今回示した計画と同様に、学校内に学童クラブを設けており、学校と共用するような形での計画も見込んでいる。

(答) 来年度、小山小学校の教室不足があり、学童クラブとして整備したところを教室として来年度、再来年度に使用することも計画している。小山小学校の教室不足については、国が示した35人学級の影響である。

(意見) 余っている教室ではなく、昼間使っていた教室が放課後は学童になるということで、学校にとっても学童クラブにとっても、クリアしなければならない課題がたくさんあると思う。できればゾーニングができた方がいいのかと思うが、そうもいかない事情があるかもしれないので、是非慎重に進めていただきたいと思います。

(意見) 私も普通教室と学童との兼用は難しいと思う。子どもたちが帰ってから、その教室を使っている担任の先生は教室の整理をしたいだろうし、今は荷物を置いて帰ってよいことになっているので、教科書やノ

ートが机にたくさん入っており、ロッカーもいっぱいというのが現状なので、私物が多く残っているところに他の子どもたちが入ってきて、まとまった時間を過ごすことになる。ロッカーを用意する等の対策が必要になってくるのではないかと。また、もしやってみてどうしても無理だった場合、新しく学童クラブを造る用意も考えておかなければならないのではないかと。思う。

(答) ここには普通教室、特別支援教室と書いてあるが、できる限り学校運営に支障がない特別教室を使うようにし、私物の少ない教室を学童として兼用する等、有効活用を図りながら施設整備を図っていきたいと考えている。どういった形であれば、お互いに運営できるのかを考えていきたいと思う。

(意見) 新しく学校を建てて、15年後、20年後のピークを過ぎた頃に、だんだん空いてくる教室等を有効活用できるよう、視野に入れて建てているとは思いますが、積極的に学校を支援する協働本部に協力できる高齢者が、安全に行き来しやすいような学校づくりを期待したい。

議案第22号「南流山中学校移転基本計画の策定について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 資料の18ページに様々な特別教室について記載されているが、外国語教室はないのか。元大学であれば、語学を学ぶのに適した場所もあるのではないかと。外国語教室も入れた方が、より有効活用になるのではないかと。思うが、いかがか。

(答) 主として整備しなければならない特別教室を決めており、その中で確かに外国語教室は入っていない。化学室等は実験台など設備が必要となるが、外国語の場合は特別な設備というのはあまり必要なく、最初の段階では普通教室でも行えるので、必要に応じて、そうした教室も整備する必要があると思うが、その辺りは今後協議していきたいと思う。

(問) 16ページに書かれている「学校の複合的な利用」というのは具体的にどのようなものなのか、「管理区分」とあるが、これは誰が管理することになっているのか。また、19ページの屋外施設について、200メートルトラックというのは中学校の普通の大きさなのか、21ページの調理スペースについて「1.5回転することも含めて」とある

が、1.5回転するのが普通なのか。

(答)「地域とともにある学校」ということで、学校も地域連携室等を今回も整備し、また、学校開放もできるよう、支障のないよう整備していきたいと考えている。東洋学園大学旧校舎は、延べ面積だけで3万平方メートルあるので、学校として使用するだけでは広いと考えており、その他エリアということで貸付ける等も検討しており、その中で管理区分を明確にして、それぞれの施設の管理をお願いする形になると考えている。トラックについては、私の方では基本的に中学校の場合トラックは180メートルと認識しているので、今回は200メートルということで記載している。給食室については、共同調理場ということで、いずれ東部中学校などにも給食を配送することも考えている。現在も、食数の多い小山小学校は1.5回転や2回調理しており、中学校も2校に1校しか調理場はないので、既に2回転等行っている。

(問) プールは後から造るとのことだが、これは決定事項なのか。

(答) 時間的な制約があり、市野谷小学校の建設や南流山第二小学校の整備など、全てを同時に令和6年4月に間に合うように行うのは、かなり難しい面があるので、プールについては少しタイミングをずらして整備したいと考えている。

(問) 20ページに一足制か二足制を検討とあるが、この検討というのはどういったイメージなのか。

(答) 大学の校舎ということで、大学生は下足のまま授業を受けるので昇降口がないのだが、市内の中学校は昇降口があり、上履きを活用している。大阪に視察に行った時は下足のまま授業を受けているということもあったので、それを検討の上最終決定するということなのだが、今の段階では、昇降口を整備し、上履きの方が良いのではないかと考えているので、そうした設計をしていきたいと考えている。

(答) 大学なので一足制ということと、1号館から9号館と別館もあり、建物がいくつもある状況なので、昇降口を設けると、それぞれの建物に入るたびに靴を履き替える手間もあり、どちらの方が使い勝手が良いのかということも含め、検討している。大阪市内の学校では一足制の学校も多いので、このまま使うということもあると思うが、本市の学校の場合は全て昇降口があるので、多少手間は発生するが、昇降口があった方が良いのかということで考えている。

(問) もし昇降口を造る場合、各棟は渡り廊下でつながってはいないのか。つながっていないと、雨天時は大変ではないか。

(答) 1階ではつながっていないが、2階は全ての棟がつながっている。ただ、ぐるりと回らなければいけない等があるので、そこは実際の運営や教室の配置等を工夫して、使いやすい施設整備ができればよいかと考えている。場合によっては中庭に渡り廊下等を整備する必要が出てくるかもしれないとは考えている。

(意見) 地域の方から、福祉施設がこの周りになかったので、大学として使っていた時と同じくらいの地域開発を期待されている、と聞いたことがある。自転車通学が多くなるので、交通面でも地域の方に見てもらわなければいけないと思うし、自転車が多くなり、交差点が曲がりにくくなった等、不便が必ず出てくると思う。大学の時と違い中学生なのでにぎわいもある。環境が変わってくるということで、その代償として地域の方に使ってもらえるように開放していくことが必要なのではないかと思う。

議案第23号「流山市個人情報保護条例に基づく審査請求に対する裁決について」

学校教育部長、いじめ防止相談対策室長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

田中教育長

次に、非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相談対策室長
田中教育長

(市内教員の不祥事について、いじめ重大事態について報告)

続きまして、「学校事故調査報告書について」の協議に入ります。いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相談対策室長

(学校事故調査報告書について報告)

(非公開案件のため、協議内容及び質疑・意見は非公開とする)

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、4月27日（火曜日）、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。

（次回の日程協議）

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、4月27日（火曜日）、午前10時から開催することとします。

以上で、令和3年流山市教育委員会議第3回定例会を終了します。

（閉会 午前11時30分）